

諮問番号：行政不服審査諮問第20号

答申番号：川情審査行服答申第20号

答 申 書

第1 審査会の結論

川口市長（以下「処分庁」という。）が、令和5年3月27日付けで、請求人〇〇〇〇氏（以下「請求人」という。）に対して行った国民健康保険税減免処分について、請求人が同年4月18日付けで提起した審査請求（令和5年度（審）第1号。以下「本件審査請求」という。）は棄却するのが妥当である。

第2 事案の概要

請求人が、処分庁に対して、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る令和4年度国民健康保険税の減免（以下「コロナ減免」という。）の申請（以下「本件申請」という。）を行ったところ、処分庁から、第1期から第8期までの期別のうち、第8期の税額のみに係る減免の決定処分（以下「本件処分」という。）を受けた。それに対して、請求人が、第1期から第7期までの税額が本件処分の対象となっていないことに納得できないとして、処分庁に対して、その税額に対する減免の決定を求めるものである。

第3 請求人の主張

処分庁の説明によると、本件申請の時期が遅れたことにより、第1期から第7期までの税額について減免の対象とならなかったとのことだが、申請が遅れた理由は、1月から12月までの収入額（以下「年間収入額」という。）が決定していなかったことである。

請求人は、ギターの演奏により収入を得ていることもあり、年の途中で年間収入額を見込むことは困難である。

よって、本件申請の時期が遅れたことに理由があるので、第1期から第7期までの税額について減免の対象とし、経済弱者を救ってほしい。

第4 処分庁の主張

- 1 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第717条は、「地方団体の長は、天災その他特別の事情がある場合において水利地益税等の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該水利地益税等を減免することができる。」としている。これは、減免制度が、納税が困難であると認められる者及び担税力のない者に対する救済措置として、申請に基づき、条例の定めを根拠として、地方団体の長の権限による行政処分を行うことにより、納税義務を消滅させるものであることを示すものである。

そして、川口市国民健康保険税条例（昭和29年条例第25号。以下「本件条例」という。）第26条第2項は、「国民健康保険税の減免を受けようとする者は納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。」としている。

本件処分は、本件申請が、令和5年2月20日に行われたものであることから、本件条例に基づき、同日以降に納期限が到来する第8期の税額のみを本件処分の対象としたものであり、違法又は不当な点はない。

- 2 請求人は、申請の時期が令和5年2月となった理由として、「年末でないと収入が決定しないので予想もできない。」と令和4年中の収入額が決定しておらず、それを見込むことも困難であったことを挙げる。しかし、減免の対象となるか否かの判断の要件として用いる収入額は、決定したものではなく見込みである。このことについては、令和4年7月に請求人に送付した令和4年度国民健康保険税納税通知書に同封しているリーフレットに、「新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者（世帯主）の収入が令和3年と比較し一定以上減少が見込まれる世帯のかた⇒国民健康保険税の一部を減額」と記載している。また、申請については、同リーフレットに、納期限までに行うことが必要であり、納期限を徒過した場合は、その期別の税額は減免の対象とならない旨を記載している。

さらに、請求人は、令和2年度と令和3年度の国民健康保険税に係る減免の申請について、第1期の納期限が到来する前に行っている。

以上のことから、請求人は、年間収入額が決定する前に申請が可能であること

を認識していたと考えられる。

第5 審理員意見書の理由の要旨

1 認定される事実について

第2事案の概要によるもののほか、認定される事実は次のとおりである。

- (1) 請求人は、令和2年7月10日付けで、処分庁に対して、令和2年度国民健康保険税に係る国民健康保険税減免申請書及び事業収入等の収入状況申告書を提出し、処分庁は、同月22日に受付した。
- (2) 請求人は、令和3年7月21日付けで、処分庁に対して、令和3年度国民健康保険税に係る国民健康保険税減免申請書及び事業収入等の収入状況申告書を提出し、処分庁は、同月26日に受付した。
- (3) 令和4年7月8日付けで、処分庁は、請求人に対して、令和4年度国民健康保険税の納税通知書を送付することにより、賦課決定処分を行った。なお、当該処分の税額は、第1期から第8期までの期別に分割され、それぞれの期別の納期限は次のとおりとなっている。

期別	納期限
第1期	令和4年8月1日
第2期	同年8月31日
第3期	同年9月30日
第4期	同年10月31日
第5期	同年11月30日
第6期	同年12月28日
第7期	令和5年1月31日
第8期	同年2月28日

また、処分庁は、コロナ減免の制度を周知するために、納税者に送付した納税通知書にリーフレットを同封した。さらに、本市の広報紙である広報かわぐち及び本市の公式ホームページに、同制度の内容を掲載した。

- (4) 請求人は、令和5年2月20日に、処分庁に対して、本件申請を行った。
- (5) 処分庁は、令和5年3月27日付けで本件処分を行い、請求人宛てに令和

4年度国民健康保険税変更通知書及び国民健康保険税減免決定通知書を送付した。

なお、令和4年度国民健康保険税変更通知書には、本件処分により、第8期の税額である30,000円が減額となる旨の記載があった。

(6) 令和5年4月3日、請求人は、処分庁に架電し、減免の対象となる期別が第8期のみである理由を尋ねたところ、処分庁の職員から、減免の対象は申請日において納期限が到来していない期別であり、第1期から第7期までの納期限は、申請日の同年2月20日において徒過していることから、減免の対象とならない旨の回答があった。また、コロナ減免については、令和4年7月8日付けで送付した納税通知書にリーフレットを同封しており、そのリーフレットに、納期限が徒過した期別は、減免の対象とならないことについて記載している旨の説明があった。

請求人は、その説明に納得せず、処分庁の職員に対して、審査請求書の様式を送付するよう依頼し、同日、処分庁から請求人に対して、審査請求書の様式2部、コロナ減免のリーフレット及び審査請求書の提出先の案内文書を送付した。

2 本件処分についての検討

法第717条は、地方団体の長は、天災その他特別の事情がある場合において国民健康保険税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該地方団体の条例の定めるところにより、国民健康保険税を減免することができるとしている。

これを受けて、本件条例第26条第2項は、国民健康保険税の減免を受けようとする者は納期限までに申請書を市長に提出しなければならないとしている。

減免は、納税義務者の担税力の減少その他納税義務者個人の事情に着目して行う必要があることから、一旦発生した納税義務を条例の定めるところにより解除するものであり、減免の判断は、処分庁の合理的な判断に委ねられていると解される。

したがって、本件処分が違法又は不当と評価されるのは、処分庁の判断に裁量権の逸脱や濫用があると認められる場合又は裁量権の逸脱や濫用に至らない程度の裁量の不合理な行使がある場合に限られる。

本件処分について検討すると、請求人は、令和５年２月２０日に減免の申請書を提出していることから、処分庁は、申請日以降に納期限が到来する第８期の税額である３０，０００円のみについて減免を決定している。この処分は、前述した法や本件条例の定めに基づいたものと認めることができる。

以上のことから、処分庁の裁量権の逸脱や濫用又は裁量権の逸脱や濫用に至らない程度の裁量の不合理な行使には当たらず、違法又は不当な点はない。

３ 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第４５条第２項の規定により、棄却されるべきである。

第６ 審査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審査審議を行った。

令和５年７月１１日	諮問
令和５年８月２１日	審査
令和５年１０月２３日	審査庁及び処分庁から意見聴取・審査
令和５年１１月２７日	審査
令和６年１月２２日	審査
令和６年２月７日	審査
令和６年４月３日	審査
令和６年６月１７日	審査
令和６年７月２２日	審査

第７ 審査会の判断

- １ 本件は、請求人が新型コロナウイルス感染症の影響により、令和５年２月２０日に処分庁に対し本件申請を行ったが、第８期分のみが減額され第１乃至第７期分の減額がなされなかったことを不服とする申立である。
- ２ 法第７１７条は、地方公共団体の長は天災その他特別な事情のある場合において国民健康保険税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り国民健康保険税を減免できる

として、これを受け本件条例第26条第2項では、国民健康保険税の減免を受けようとする者は納期限までに申請書を市長に提出しなければならないと定めている。

一方、その税額のどの部分を減額するかについては、条例その他に定めはなく、処分庁においては、減免申請の後に到達する納期限の分から減額する扱いがなされている。

本件では、請求人が減免を処分庁に申請したのは令和5年2月20日であり、すでに当該国民健康保険税の第7期分までの納期限が経過していることになるため、申請後に到来する第8期分の税額のみが、減額されることになる。しかしながら、減免申請がなされた場合、減免額をいくらにするか、いつの納期限の税額分から減免するべきかについては条例にも定めはなく、また、申請者によりその事由は様々であることから、処分庁の裁量に委ねられているとしても、それが裁量権の逸脱、濫用に当たる違法なものであったり、不当なものであったりしてはならない。

- 3 確かに1年の収入金額は当該年末にならなければ確定できないものであり、まして災害等の損害と異なり、前年の収入と比較しその減収について具体的数値が要件とされている場合には、納税者に早期に、その該当性の判断を求めることの難しさがあることは認められる。しかしながら、コロナの流行による事業者への影響が社会問題となり、その救済処置として国民健康保険税の減免による財政支援制度ができたことは周知のことである。そして、請求人においても、令和2年度に課税された国民健康保険税については、第1期の納期限前である令和2年7月10日付けで、また令和3年度に課税された国民健康保険税については、令和3年7月21日付けで、それぞれ処分庁に減免申請と事業収入等の収入状況を提出していることを考えれば、請求人においては、令和4年度についても、既に1年のうちの6ヶ月を経過した同年7月においては、それまでの2年間と同様、年末までの収入は十分に計算、予測し減免申請をすることはできたと認められる。

なお、この減免支援につき、厚生労働省からの事務連絡には、徴収前に減免の申請ができなかったやむを得ない理由があると認められる場合には、遡って減免を行うことも考えられるとの記載もされている。しかし、同事務連絡は処分庁を拘束するものではなく、また、請求人においては、前記のような点からして、特

に減免申請時に遡って減免すべきようなやむを得ない事情も認められない。

4 一方、税金の減免は一度賦課した税金の全部または一部を取り消すものであり、その運用は公平公正に行われるべきものであって、その減免申請者の申請時を基準として、それ以降到来する納期限の税額を減免することは不合理とは言えない。以上の各事情を総合して判断すれば、減免する税額を減免申請以降に到来する納期限の税額に限ったとしても、裁量権の濫用や逸脱とはならず、また不当なものではない。

5 よって、第1 審査会の結論のとおり判断する。

令和6年8月9日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊